

那覇市役所本庁舎調湿機部品取替修繕仕様書

1. 修繕の目的

那覇市役所本庁舎地下に設置している調湿機において、経年劣化により正常に稼働していないため、取替が必要となっている箇所の部品取替を行い、恒常的な湿度管理機能の回復、正常に使用できる状態とすること。

2. 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

具体的な作業日程については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとし、履行期間内に完了するものとする。

3. 対象となる設備の表示

- (1) 所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号 地下書庫・倉庫
- (2) メーカー: ダイキン工業株式会社 水配管レス調湿外気処理機
- (3) 機種・型番: HDMP50C
- (4) 対象台数: 11台

4. 修繕範囲・作業内容

別紙の通り取替を行い、正常に使用できる状態とすること。作業後の動作確認を行なうこと。

5. 安全管理

- (1) 着手前に現場調査を十分に行い、事故発生を未然に防止すること。
- (2) 現場責任者の氏名、連絡先を担当職員に届け出ること。
- (3) 受注者は当該修繕について、管財課の係員と事前に十分に調整して修繕の目的を達成しなければならない。
- (4) 修繕作業を行う際、安全な作業進行を徹底し、市民や市役所業務の妨げにならないよう十分注意をはらうこと。
- (5) 作業中は、作業員の事故防止のため、安全帽、修繕看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、必要な事故防止対策を図ること。高所作業の場合は安全な足場を確保する。
- (6) 騒音及び粉塵の飛散防止についての十分な対策を施すこと。
- (7) 作業中は、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、安全第一で作業を行うこと。溶剤系塗料を使用する場合は、十分な換気を確保し、火気厳禁とする。

6. 受注者賠償責任

(1) 受注者は、修繕期間中の事故による損害を補償するため、保険に加入しなければならない。

(2) 当該修繕に関し、受注者の過失により発注者または第三者に損害が生じた場合は、受注者は発注者または第三者に対し、速やかにその損害の賠償をおこなうものとする。

7. 提出書類

受注者は、修繕の完了後、修繕終了報告書を作成し、修繕前と修繕後の写真、冷媒回収・破壊証明書を添付して報告すること。

8. 検査

(1) 発注者は、修繕終了の報告を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会の上、仕様書に定めるところにより、修繕の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(2) 前項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。

9. 修繕料の支払い

(1) 受注者は、検査に合格し完了したときは、書面をもって修繕料の支払いを請求することができる。

(2) 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に修繕料を支払うものとする。

10. その他

(1) 予期せぬ不具合や追加作業が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を仰ぐものとする。

(2) 具体的な作業日程については、受注業者と協議の上決定し、履行期間内に完了するものとする。

(3) この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。